

令和5年栗山町議会定例会

1月臨時会議議案

開会 令和6年1月22日

栗山町議会議場

令和 5 年栗山町議会定例会
1 月臨時会議

議 事 日 程

令和 6 年 1 月 22 日
午前 9 時 00 分開議

日 程	議 番	案 号	議 件 名	結 果
1			会議録署名議員の指名	
2			議会運営委員会報告	
3			諸般の報告 ①会 務 報 告	
			②監 査 報 告	
4	議 第 5 5 号	案 号	令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 0 号）	
5	議 第 5 6 号	案 号	栗山町手数料条例の一部を改正する条例	

会 務 報 告

12月4日	空知町村議会議長会三役会議に議長が出席した。(於 奈井江町)
6日	行政運営に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
8日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	道道夕張長沼線整備促進期成会令和5年度要望活動に議長が出席した。 (於 札幌市)
12日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
13日	行政運営に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	全員協議会を議員控室で開催した。
14日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
〃日	松風・桜丘地域まちづくり協議会との一般会議を松風会館で開催した。
15日	夕張市議会・栗山町議会合同議員研修会に議長外10名が出席した。 (於 夕張市)
〃日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	全員協議会を議員控室で開催した。
20日	北海道市町村職員退職手当組合例月出納検査に議長が出席した。 (於 札幌市)
28日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
1月6日	令和6年栗山消防団出初式に議長が出席した。
7日	令和6年栗山町はたちのつどいに議長が出席した。
8日	栗山青年会議所新年交礼会に議長が出席した。
11日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
12日	栗山町交通安全協会交通安全祈願式に議長に代わり副議長が出席した。
〃日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	令和6年栗山地区新年交礼会に議長が出席した。

12 日	栗山町交通安全指導部新年交礼会に議長に代わり副議長が出席した。
------	---------------------------------

議 案 の 提 出 に つ い て

令和５年栗山町議会定例会１月臨時会議に議案第５５号から議案第５６号までを別紙のとおり提出する。

令和６年１月２２日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町長 佐々木 学

議 案 第 5 5 号

令和 5 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 0 号 ）

令和 5 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 5 1 , 2 9 6 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 1 , 4 7 9 , 1 5 4 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		1,328,950	46,190	1,375,140
	2 国庫補助金	713,986	46,190	760,176
19 繰入金		258,339	5,106	263,445
	1 基金繰入金	258,194	5,106	263,300
歳 入 合 計		11,427,858	51,296	11,479,154

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,567,446	46,690	2,614,136
	1 総務管理費	2,507,867	46,690	2,554,557
10 教育費		879,271	4,606	883,877
	1 教育総務費	212,177	3,300	215,477
	2 小学校費	116,795	1,306	118,101
歳 出 合 計		11,427,858	51,296	11,479,154

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
⑮	国庫支出金		1,328,950	46,190	1,375,140			
	2	国庫補助金	713,986	46,190	760,176			
	1	総務費国庫補助金	263,814	46,190	310,004	1 総務管理費補助金	46,190	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加
⑲	繰入金		258,339	5,106	263,445			
	1	基金繰入金	258,194	5,106	263,300			
	1	財政調整基金繰入金	61,309	1,806	63,115	1 財政調整基金繰入金	1,806	
	3	ふるさと応援基金繰入金	150,000	3,300	153,300	1 ふるさと応援基金繰入金	3,300	

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明				
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額			
						国道支出金	地方債	その他							
②	総務費		2,567,446	46,690	2,614,136	46,190			500						
	1	総務管理費	2,507,867	46,690	2,554,557	46,190			500						
		1 一般管理費	84,223	500	84,723				500	25 寄附金	500	能登半島地震災害義援金			
		25 重点支援地方創生対策費		204,084	46,190	250,274	46,190				1 報酬	129	会計年度任用職員追加		
											10 需用費	364	消耗品費		320
													事業用追加		
													印刷製本費		
											諸用紙追加		44		
		11 役務費	215	通信運搬費											
	郵便料追加		156												
手数料															
口座振込追加		59													
12 委託料	1,232	住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金システム構築		660											
		子育て世帯物価高騰支援特別給付金システム改修		572											
19 扶助費	44,250	住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金													
				35,000											
		子育て世帯物価高騰支援特別給付金													
				9,250											
⑩	教育費		879,271	4,606	883,877				4,606						
	1	教育総務費	212,177	3,300	215,477				3,300						
		6 学生寮費	47,351	3,300	50,651				3,300	12 委託料	3,300	学生寮増設実施設計			
	2	小学校費	116,795	1,306	118,101				1,306						
		2 教育振興費	39,411	1,306	40,717				1,306	17 備品購入費	1,306	教養・体育機器追加			

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬		給 料		職 員 手 当		計					
補 正 前	(104)										200,657	1,211,930	一 般 職	
	141		133,999		521,202		356,072		1,011,273				準 職	
補 正	(-)										—	129	〃	
	—		129		—		—		129				〃	
計	(104)										200,657	1,212,059	〃	
	141		134,128		521,202		356,072		1,011,402				〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	17,138	1,448	10	48,879	850	20,756	3,009	132,411	91,918	11,750	9,900	93	356,072
	補 正	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	17,910	17,138	1,448	10	48,879	850	20,756	3,009	132,411	91,918	11,750	9,900	93	356,072

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬		給 料		職 員 手 当		計					
補 正 前	(-) 135		—		504,148		334,321		838,469		170,956	1,009,425	一 般 職	
	—		—		—		—		—				準 職	
補 正	(-) —		—		—		—		—		—	—	〃	
	—		—		—		—		—				〃	
計	(-) 135		—		504,148		334,321		838,469		170,956	1,009,425	〃	
	—		—		—		—		—				〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	17,138	1,293	10	47,854	850	20,756	3,009	111,933	91,918	11,750	9,900	—	334,321
	補 正	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	17,910	17,138	1,293	10	47,854	850	20,756	3,009	111,933	91,918	11,750	9,900	—	334,321

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(104) 6	133,999	17,054	21,751	172,804	29,701	202,505	
補 正	(-) —	129	—	—	129	—	129	
計	(104) 6	134,128	17,054	21,751	172,933	29,701	202,634	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	処遇改善	計
	補正前	155	1,025	20,478	93	21,751
	補 正	—	—	—	—	—
	計	155	1,025	20,478	93	21,751

議案第 5 6 号

栗山町手数料条例の一部を改正する条例

栗山町手数料条例（平成 1 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「別表 1 3 の項から 1 6 の項」を「別表 1 5 の項から 1 8 の項」に改め、同条第 2 項中「別表 1 3 の項に」を「別表 1 5 の項に」に、「別表 1 3 の項から 1 6 の項」を「別表 1 5 の項から 1 8 の項」に改める。

別表 1 の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表 2 の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改める。

別表 7 の項から 3 2 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 6 の項中「その他の書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類 1 件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「届出等受理証明書」の次に「又は届書等情報の内容証明書」を、「受理の証明書の交付」の次に「の場合」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 4 の項を同表 5 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円	発行のとき
--	-------------------------------	-------

別表 3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	発行のとき
--	---------------------------------	--------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。